

目 次

告 示

放置自転車等の撤去及び保管

市議会定例会の招集

国民健康保険被保険者証の無効

公示送達

市道路線の供用開始

公 告

下水道区域の供用及び処理の開始

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

消防本部訓令

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令の一部を改正する訓令

教育委員会告示

教育委員会の招集

教育委員会の招集

※ 目次には、JIS第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第210号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第12条第2項及び第13条第2項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第16条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年8月20日

津市長 松田直久

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	4	平成22年 8月 2日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	6	平成22年 8月 2日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月 2日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月 3日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月 3日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月 5日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月 5日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月 5日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月 6日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月 6日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月 6日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	7	平成22年 8月 9日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月 9日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月 9日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月10日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月10日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月10日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成22年 8月11日
万町中町射場町地区集会所	1	平成22年 8月11日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月12日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成22年 8月13日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成22年 8月13日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第211号

平成22年第3回津市議会定例会を次のとおり招集する。

平成22年8月23日

津市長 松田直久

- 1 招集の日  
平成22年8月30日
- 2 招集の場所  
津市議会議事堂

津市告示第212号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成22年8月24日

津市長 松田直久

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
2124118	平成21年10月1日	平成22年8月5日
7141109	平成21年10月1日	平成22年8月12日
9207457	平成21年10月1日	平成22年8月11日

津市告示第213号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年法令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第31条の4の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に三重県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

平成22年8月26日

津市長 松田直久

1 職権消除した住民票

住 所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏 名 ○○ ○○

生年月日 ○○○○○○○○○

2 消除した年月日

平22年8月26日

津市告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年8月30日

津市長 松田直久

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
13	井生波瀬線	津市一志町井生字ケリヶ谷 2117 番 2 地先から	平成 22 年 8 月 30 日
		津市一志町井生字八反切 2567 地先まで	

津市公告第133号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び第2項の規定により次のとおり公告します。

なお、関係図面は、平成22年8月18日から2週間、津市下水道部下水道政策課において一般の縦覧に供します。

平成22年8月18日

津市長 松田直久

1 供用及び処理を開始する年月日

平成22年9月1日

2 下水を排除及び処理する区域

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

雲出伊倉津町の一部、雲出長常町の一部、雲出本郷町の一部、高茶屋小森町の一部、高茶屋2丁目の一部、高茶屋3丁目の一部、高茶屋6丁目の一部、城山1丁目の一部、藤方の一部、垂水の一部、津興の一部、柳山津興の一部、半田の一部、大園町の一部、南河路の一部、神納の一部、久居小野辺町の一部、久居新町の一部、久居野村町の一部、木造町の一部

3 供用を開始する排水設備の位置

別図（供用開始区域）のとおり

4 供用を開始する排水設備の合流式又は分流式の別  
分流式

5 下水の処理を開始する公共下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

津市雲出鋼管町52番地の5

雲出川左岸浄化センター



津市公告第134号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年8月23日

津市長 松田直久

記

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

422082301

公 告 日	平成22年8月23日	業 務 担 当 課	営繕課
業 務 名	平成22年度営財管第1-23号 久居庁舎改築工事等に係る設計業務委託		
業 務 場 所	津市 久居東鷹跡町	地内	
業 務 概 要	改築等設計業務 一式 基本設計 実施設計		
期 間	契約締結の日から 平成23年3月28日 まで		
発 注 業 種	建築関係コンサルタント		
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業種 建築関係コンサルタント	部門 建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること	
	所在地要件	市内本店	
	当該部門 における 営業収入 金額要件		
	同種業務 実績要件		
	技術者要件	主任技術者	一級建築士（本市発注業務における専任配置）
	その他要件	平成22年度格付区分等業者一覧（建築一般）に登載されていること 一級建築士の資格を有する技術者を2名以上有すること	
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成22年8月27日 まで	
	閲 覧 場 所	調達契約課・津北工事事務所・津南工事事務所	
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成22年8月27日 まで	
	販 売 店	アサヒ感光社 津市半田141 TEL059-226-5214	
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）	
	提 出 期 限	平成22年8月27日 必着	
	郵 送 先	〒514-8799 郵便事業（株）津支店 留 津市役所 調達契約課 宛	
開 札 日 時 及 び 場 所	平成22年9月1日 午後1時45分 津市役所（本庁舎）7階 入札室		
予 定 価 格	46,392,000 円（税抜き）		
最 低 制 限 価 格	有		
入 札 保 証 金	免除		
契 約 保 証 金	契約金額の100分の10以上		
前 金 払	有		
部 分 払	無		
そ の 他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。		

津市公告第135号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成22年8月23日

津市長 松田直久

1 入札に付する事項

- (1) 件名 総合鳥獣被害防止施設（獣害対策フェンス）の購入
- (2) 延長 1,458m
- (3) 納入場所及び各延長  
津市美杉町太郎生707番地 664m  
津市美杉町石名原1921番地5 794m
- (4) 納入期限 平成22年10月29日限り

2 入札参加者に必要な資格

本件の条件付一般競争入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 平成22年度津市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）において、「鳥獣害対策用品」を希望業種として登載されていること。
- (3) 本公告から入札までの期間において、本市から指名停止等を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者でないこと。
- (5) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でないこと。

3 入札の心得、契約条項、仕様書その他入札に必要な事項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成22年8月23日（月）から同月30日（月）まで
- (2) 場所 津市農林水産部農林水産政策課

#### 4 入札参加資格の確認等

(1) 本件の条件付一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成22年8月23日(月)から同月30日(月)まで

イ 提出場所 津市農林水産部農林水産政策課

ウ 提出方法 持参によるものとし、郵送によるものは受け付けません。

(2) 提出書類

津市条件付一般競争入札参加申込書

(3) 入札参加資格の審査結果については、文書により通知します。

#### 5 入札及び開札の日時

平成22年9月15日(水)午後2時から

#### 6 入札及び開札の場所

津市役所61会議室(6階)

#### 7 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の3以上の入札保証金を納付しなければなりません。規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

#### 8 入札の無効

規則第19条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

#### 9 契約保証金

契約締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。規則第28条第1項各号のいずれかに該当する場合は免除とします。

#### 10 その他の注意事項

(1) 指定の入札書により、仕様書に基づき入札金額等を記載の上、封書し、入札を行ってください。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

(3) 再入札を行う場合がありますので、入札書の予備を用意してください。

- (4) 同額の者が2業者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定します。
- (5) 落札者は、契約締結までに落札金額の根拠となった積算内訳書を提出してください。
- (6) この入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (7) 天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期または中止することがあります。
- (8) その他、入札者は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札に臨んでください。

**【問い合わせ先】**

津市農林水産部農林水産政策課農業振興担当  
電話番号 059-229-3172

津市公告第136号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第6条第1項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第8項の規定により公告します。

平成22年8月26日

津市長 松田直久

- 1 抑留日 平成22年8月23日
- 2 抑留期間 平成22年8月30日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 河芸町上野	ポメラニア ン	茶	メス	小	91日 以上	

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課  
電話 059-229-3282  
津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課  
電話 059-223-5192

津市消防本部訓令第5号

消防本部

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年8月27日

津市消防長 中西 秀輝

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の勤務成績評定に関する訓令（平成18年津市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、同条に次の2号を加える。

(3) 派遣等の受入職員

(4) その他消防長が勤務評定を行うことが適当でないと認める職員

第7条中「別表のとおりとする」を「毎年度、消防長が指定する」に改める。

第8条第1項中「とき」の次に「、又は適当でないと認めるとき」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 確認者は、勤務評定が適正に行われているかを確認するものとする。

第10条中「勤務評定の基礎資料として」を削り、「第2号様式）を」の次に「各評定者を經由して消防長に」を加える。

第12条第2項中「消防次長」を「消防長、消防次長又は消防総務課長」に改める。

別表を削る。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

第1号様式（第9条関係）

年度 勤務成績評定書

	第1次評定者	第2次評定者	調整者	確認者
所属名				
階級				
氏名				

1 発揮能力及び取組姿勢に対する評価

区分	評価項目/着眼点	第1次評定者	第2次評定者	
消防士長以上 消防副士長以下	<b>① 職員として求められる能力</b>			
	リーダーシップ	組織の課題や職員の状況、業務の質や業務量を見極めながら、計画どおり業務が遂行するよう常に調整を図りながら進行管理を行っている。 一方的な命令ではなく、部下のやる気や主体性を高める観点から、適切な指示、命令、指導を行っている。		
	指導・指揮能力	職員の業務遂行能力を伸ばすため、その個性や能力を把握し、具体的な助言、指導を行っている。 その場の状況や推移等を適確に把握し、効果的、効率的で、職員に配慮した指揮、命令を行っている。		
	判断力	課題に対する緊急性、難易度等の要素を考えて、取り組むべきものを適切に判断している。 自身の判断を求められた場合、先延ばしすることなく、適切な時機に判断している。		
	問題解決力	自ら問題や課題発見に努めるとともに、業務について「なぜ」をみんなと一緒に繰り返し考えるなど、組織の問題意識の高揚を図っている。 複雑な問題について、それぞれの要素を分解して単純化し、根源的な原因やその共通性を見出して、問題の本質的な改善に取り組んでいる。		
	折衝・調整力	相手の話をよく聞き、反応を確かめながら相手が納得するまで、根気強く説得している。 クレーム等に対して、できることやできないことを明確にして、安易に譲歩したり謝罪したりすることなく、相手を説得している。		
	<b>② 職員として求められる行動</b>			
	市民本位	業務に関して、市民に分かりやすく明確な説明ができるように、適正・適切に業務を行うよう心掛けている。 業務を常に市民の立場から考えて、最良のやり方を追求している。		
	コミュニケーション	業務の目的や必要性を十分説明して、みんなと情報を共有した上で、業務を遂行している。 他者からの報告や相談について、話をよく聞いて、適切なアドバイス等を与えている。		
	責任感	問題が発生した場合、自身の責任を回避したり、上司、部下又は他部署へ責任を転嫁せず、自身の責任の下、対処に取り組んでいる。 約束したことを確実に履行し、問題が生じたときは、速やかに報告している。		
	服務規律	法令、規則等を遵守し、職務上の命令に従って、職務遂行に専念している。 服装や身体を清潔かつ端正に保ち、態度等規律正しく職務を遂行している。		
	危機管理	問題が発生したとき、準備していた対処方法や上司や部下の意見を総合的に判断して、迅速かつ適切に対応している。 常に有事を想定し、その対処については、市民への影響を考えるとともに、議会や報道機関への対応も含めて、適切な方法を準備している。		
	合計		0	0
	消防副士長以下合計			

※消防副士長以下の場合、合計値に125/100を乗じた値とする。



## 2 評価者所見

[評価者所見]	
第1次評定者	第2次評定者

## 3 評価基準

発揮能力及び取組姿勢に対する評価			
<b>・着眼点にかかわる評価</b>		<b>・最終評価</b>	
このような行動が、よく見られる。	a	すべてa	10
このような行動が、通常見られる。	b	bとc	5
このような行動が、あまり見られない。	c	aとb	8
このような行動が、ほとんど見られない。	d	aとc	7
		すべてc	4
		aとd	6
		cとd	3
		すべてb	1

自己申告書

年 月 日提出

所 属	職 名	階 級	職員番号	氏 名
				⑩
生年月日( 現在)	採用年月日	在 職 年 数	現在の所属における年数	
年 月 日生 ( 歳)	年 月 日	( 現在) 年 月	( 現在) 年 月	
現行業務に対する 意見・希望等				
業 務 目 標 等				
業 務 目 標 に 対する取組み等				
異動希望 (○で囲む。)	1 異動を希望しない。      2 異動を希望する。      3 どちらでもよい。 ↓ (2又は3を選択した人は下記を記入) ↓			
異動希望の場合	第1希望	(所属担当等)	(異動希望理由)	
	第2希望			
健康状態等				

異 動 経 歴 (記入欄が不足する場合は、現在を基本に遡れる範囲で記入してください。)

	課・担当・署・所	在 職 期 間	在 職 年 月
1		年 月から 年 月現在	年 月
2		年 月から 年 月まで	年 月
3		年 月から 年 月まで	年 月
4		年 月から 年 月まで	年 月
5		年 月から 年 月まで	年 月

※ 記入欄が不足する場合は、適宜な続用紙を利用して記入してください。

附 則

この訓令は、平成22年9月1日から施行する。

津市教育委員会告示第11号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成22年8月17日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成22年8月18日（水）午後4時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件 津市スポーツ振興審議会の委員の任命に係る意見について

津市教育委員会告示第12号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成22年8月26日

津市教育委員会

委員長 中西 智子

- 1 招集の日時 平成22年8月27日（金）午後3時から
- 2 招集の場所 教育委員会室
- 3 会議の事件
  - (1) 平成22年度津市一般会計補正予算（第3号）〈教委所管分〉について
  - (2) 津市公民館の設置及び管理に関する条例の一部の改正について